証券コード　3545
平成28年11月29日

株　主　各　位

東京都大田区平和島三丁目３番８号
株式会社デファクトスタンダード
代表取締役社長　尾　嶋　崇　遠

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月13日（火曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成28年12月14日（水曜日）午前10時

２．場　　所　東京都大田区平和島三丁目３番８号
山九平和島ロジスティクスセンター　７階
（前回と同一の建物ですが、階数が異なりますのでご注意ください。道順等の詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項　第13期（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

議　案　定款一部変更の件

以　上

◯当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◯株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.defactostandard.co.jp/）に掲載させていただきます。

◯資源節約のため、当日ご出席の際はこの「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用環境に改善傾向が見られておりますが、円高の進行や中国経済の減速によるインバウンド需要の減少等により、主に高額商材の消費動向は先行き不透明な状況となっております。

このような環境の下、当社は「実店舗で運営する」という従来のリユース業の既成概念にとらわれず、「ネット専業」で事業運営することで運営コストを削減し、市場規模が拡大傾向にあるリユース業界において、リユース・ブランド及びファッション商品等（バッグ、洋服、時計、アクセサリー、財布、その他）に特化した買取・販売を、「ネット専業リユース事業」及び「その他事業」として展開してまいりました。

買取面では、平成28年４月には主にスマートフォン表示への最適化を目的としてブランド品宅配買取サイト「ブランディア」のＷＥＢサイトを全面リニューアルいたしました。また、同月より新しいバージョンのテレビＣＭも放映したこと等から、平成28年５月にはブランド品宅配買取サイト「ブランディア」の利用者数が150万人を突破いたしました。

販売面では、他ジャンルに比べ売上総利益率の高い衣料品を重点的に出品したことで売上総利益率が回復したことに加え、広告宣伝の増加に基づき買取商品が増加し、それら商品が販売へ繋がったことから、売上高は堅調に推移いたしました。また、「ヤフオク！ベストストアアワード2015」では、年間ベストストア総合グランプリを獲得し、７年連続での受賞となったほか、平成28年９月には、新販路「Yahoo!ショッピング」への同時出品を本格的に開始いたしました。

業容拡大への対応としては、従来、繁忙期には割高な派遣スタッフを活用していたところ、直接雇用のアルバイトスタッフを増やすことで人件費の抑制を図ったほか、出品業務の在宅ワーク化（アウトソース化）をより進めることで、トータルコストの削減を図ってまいりました。また、在庫管理においてはＩＣタグを使った自社開発の在庫管理システムの導入を開

始したことで、棚卸し作業の工数削減と在庫管理の効率化を進めてまいりました。

以上の結果、売上高は9,627,522千円（前期比11.7%増）、営業利益は331,344千円（同69.6%増）、経常利益は315,862千円（同57.1%増）、当期純利益は207,338千円（同44.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

a）ネット専業リユース事業

ネット専業リユース事業については、広告宣伝の増加に基づき買取商品が増加した結果、販売が増加し、外部顧客に対する売上高は8,590,435千円（前期比10.3%増）、セグメント利益（売上総利益）は4,667,242千円（同9.2%増）となりました。

b）その他事業

その他事業については、高額商材の卸販売が増加し、また当事業年度よりシステム開発受託売上が発生した結果、外部顧客に対する売上高は1,037,086千円（前期比24.0%増）、セグメント利益（売上総利益）は218,447千円（同25.6%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第12期 (平成27年9月期) (前事業年度)		第13期 (平成28年9月期) (当事業年度)		前事業年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
ネット専業リユース事業	7,786,082千円	90.3%	8,590,435千円	89.2%	804,353千円	10.3%
その他事業	836,568	9.7	1,037,086	10.8	200,518	24.0
合計	8,622,650	100.0	9,627,522	100.0	1,004,871	11.7

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は7,803千円となりました。主要な設備投資の内容は、本社事務所兼倉庫で使用する梱包用機械等の導入4,505千円等であります。なお、当事業年度において重要な設備の除却及び売却等はありません。

③ 資金調達の状況

平成28年8月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により総額1,649,560千円の資金調達を行いました。また、平成28年9月28日に第三者割当てによる新株式を発行し、総額247,434千円の資金調達を行いました。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 10 期 (平成25年９月期)	第 11 期 (平成26年９月期)	第 12 期 (平成27年９月期)	第 13 期 (当事業年度) (平成28年９月期)
売　上　高（千円）	4,361,328	6,387,359	8,622,650	9,627,522
経 常 利 益（千円）	150,219	166,098	201,008	315,862
当 期 純 利 益（千円）	91,265	100,900	143,301	207,338
１株当たり当期純利益（円）	76,118.11	33.68	45.51	61.98
総　資　産（千円）	796,309	1,068,920	1,567,982	3,814,190
純　資　産（千円）	431,332	531,853	1,012,851	3,117,176
１株当たり純資産額（円）	359,743.55	177.58	311.66	690.62

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、１株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
２．当社は、平成27年４月27日付で普通株式１株につき50株の株式分割を、平成28年６月８日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社に対する議決権比率	当 社 と の 関 係
ＢＥＥＮＯＳ㈱	2,725百万円	57.78％	役員の兼任２名

（注）１．有価証券報告書の提出会社であります。
２．親会社との間で重要な取引関係はなく、取引を始める場合には事業上の必要性や取引条件の合理的妥当性を判断し、取引が客観的に妥当な条件で行われることに留意することとしております。また、親会社との間で事業上の競合は発生しておりません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

当社は以下の項目を対処すべき主要課題と捉えております。

①商品買取の強化について

ａ）新規ユーザーの開拓

近年、リユース市場は拡大傾向にあるものと考えられますが、平成28年３月に公表された「平成27年度リユースの市場動向調査（暫定版）」（環境省：平成27年度使用済製品等のリユース促進事業研究会におけるアンケート調査）によると、過去１年間に不用品処分等におけるリユース等の未利用者の割合は約６割であり、また、不要となったブランド品等の自宅等に滞蔵している割合は約６割とされていることから、リユースに関する潜在的需要は相応の規模であるものと考えられます。

当社事業においては、これらの潜在的需要を開拓していくことが事業成長において重要であると考えております。

特に、新規ユーザーの獲得においては、当社サービスがインターネット専業であり非対面での取引に終始する形態であるため、ユーザーが査定品を当社に預けることに不安を感じるという側面があります。当社は、以下の施策等を通じて、ユーザーにおける当社の認知度、安心・信頼感の醸成、利便性の向上を図ることにより、新規ユーザーの開拓を推進しており、今後も一層の強化を実施していく方針であります。

ｂ）既存ユーザーの活性化

当社の業容拡大においては、新規ユーザーの開拓と並行して既存ユーザーを活性化することが重要と考えております。既存ユーザーに対してはリピータビリティと買取単価の引き上げを狙うため、メールマガジンやダイレクトメールを中心とした定期的なコンタクトを図っております。その結果、延べ約166万人・約85万ユニークユーザー（平成28年９月30日時点）の既存ユーザー中、２度以上当社サービスを利用されるユーザーは約23万人にまで拡大しております。さらに、利用実績に応じたユーザーランク別のアプローチにより、延べユーザー数に対する当社基準による優良顧客（当社との取引において、累計100,000円以上の買取金額が発生しているユーザー）の割合は、平成23年９月期の18.9%から平成28年９月期には35.1%まで高まっており、今後も継続的に引き上げを図ってまいります。

②販売戦略について

ａ）販売チャネルの拡大・強化について

当社が行うリユース事業においては、商品をより多くの購入者の目に触れさせるため、販売チャネルの拡大・強化が重要と認識しております。

これまでは、ヤフー㈱が提供するインターネットオークション「ヤフオク!」を主力として、当社が運営する「ブランディアオークション」、楽天市場、eBay等のオークション・ＥＣサイト等の多数のチャネルに同時出品しております。一方、当社運営の販売サイト「ブランディアオークション」については、近年、当社売上高に占める同サイトの構成比が高まっており、平成28年９月期においては当社売上高全体の17.6％を占めております。自社サイトは、他事業者が運営する販売サイトと異なり販売手数料等が発生しないことから、広告宣伝やメールマガジンによる集客等によりさらなる会員数増加に取り組み、他事業者への販売依存度の低下を図ってまいります。

他方、当社はヤフー㈱が運営する「ヤフオク!」において、平成21年度より平成27年度まで７年連続で「ベストストア総合グランプリ」を受賞しており、今後も他事業者が運営する販売サイトへの出品も並行して行う方針であることから、引き続き他事業者による客観的な評価も重要視してまいります。

また、海外販路については、一部商品において国内及び現地の流通価格を考慮して、eBayへの試験的出品に加えて、伊藤忠商事㈱の出資先を通じた海外リユース市場への展開等も試験的に行っており、今後も取組みを継続していく方針であります。

ｂ）新古品の取扱いについて

近年、リユース品に対する消費者のイメージ向上等を背景に、国内主要ＥＣサイト等において、新品とリユース品を併売する傾向が強まっております。また、製品メーカーにおいても自社製品のリユース品流通を容認する動きを見せ始めており、当社もこうした動きに対応する必要があると考えております。

こうした動きを踏まえ、当社においてもアパレルブランドの新古品の取扱いを実験的に開始しております。当社は、今後において、当該取組みを含む市場動向及び消費者ニーズを踏まえた取扱商品の選定及び販売を推進していく方針であります。

c）事業成長に向けた買取・販売体制の強化

当社では、より多くのユーザーの買取・購買ニーズに迅速に対応するための人材確保が課題と考えております。そのため、各業務に即した自社システムの開発及び活用による業務オペレーションの仕組化・効率化の推進、人材の早期育成のための査定・出品業務等の各種業務に応じた研修カリキュラム策定等により、確保した人材の早期戦力化を図っております。さらに、梱包、配送の業務負担を軽減するため、在宅、社外で業務を行う人材への梱包業務等のアウトソースを開始しております。

今後も、パート・アルバイトを含めた多様な人材の確保及び繁忙期及び業務集中時期におけるアウトソースの活用等を推進することで、より効率的に事業を拡大できるよう体制構築に努めてまいります。

d）広告効果を踏まえた広告宣伝費投下について

当社は、実店舗を持たないインターネット専業の事業形態であることから、継続的な広告宣伝費の投下が必要であると認識しております。当社の広告宣伝活動は、インターネット広告、ダイレクトメール及びテレビCM等を活用しておりますが、近年においてはテレビCMの拡大を図っており、当社の認知度向上、ユーザーの拡大及びその需要喚起を図っております。

近年におけるマス広告の強化等により、当社及びサービスの認知度は一定程度向上しているものと認識しておりますが、今後においては広告効果の分析精緻化を推進し、費用対効果の一層の向上を図る方針であり、効果的な広告宣伝費投下を継続的に行うことにより、ユーザー基盤の拡充に努めてまいります。

e）新たな事業への取組みについて

当社は、自社において蓄積するブランド・ファッション分野のリユース品にかかる買取・販売データや査定・真贋鑑定ノウハウ等は有用な資産であり、今後の業容拡大にあたってはこれらの資産を有効活用することが必要と考えております。現時点で、具体的には他リユース事業者への当社基幹業務システム（DeCoシステム）の利用提供を予定しており、今後において、当該資産を活用した事業展開について継続して検討していく方針であります。

⑸ **主要な事業内容**（平成28年９月30日現在）

事業区分	事業内容
ネット専業リユース事業	ブランド、ファッション中古品を主としたインターネット型中古品買取・販売事業（ネットを通じた宅配買取：「ブランディア」運営、販売店舗を有さないネット販売を行う）
その他事業	ネット専業リユース事業で買い取った商品の外部業者に対する卸販売事業等

⑹ **主要な営業所及び工場**（平成28年９月30日現在）

本　社　兼　倉　庫	東京都大田区

⑺ **使用人の状況**（平成28年９月30日現在）

事　業　区　分	使　用　人　数	前事業年度末比増減
共　通	46(746)名	2名減（222名増）

（注）１．使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマーのみ、人材会社からの派遣社員は除く。）は、年間（平成27年10月１日から平成28年９月30日まで）の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
２．使用人は各事業共通のため、事業別の記載はしておりません。
３．平成28年９月期中では臨時雇用者数の平均人員が222名増加しております。主な理由は、事業の拡大に伴い期中採用が増加する中で、派遣社員ではなく直接雇用による臨時雇用者数を増加させたことによるものです。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成28年９月30日現在）

該当事項はありません。

⑼ **その他会社の現況に関する重要な事項**

当社株式は平成28年８月31日をもちまして、東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

2．株式の状況（平成28年９月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 12,990,000株

⑵ **発行済株式の総数** 4,512,500株

⑶ **株主数** 2,176名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
ＢＥＥＮＯＳ㈱	2,607,500株	57.78%
伊藤忠商事㈱	350,000	7.76
尾嶋崇遠	255,000	5.65
㈱ＳＢＩ証券	88,200	1.95
日本証券金融㈱	73,100	1.62
大和証券㈱	52,300	1.16
楽天証券㈱	51,700	1.15
野村證券㈱野村ネット＆コール	43,300	0.96
マネックス証券㈱	39,601	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	35,700	0.79

（注）１．平成28年５月20日開催の取締役会決議により、平成28年６月８日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は、12,490,000株増加しております。

２．平成28年６月８日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。これにより発行済株式の総数は3,182,550株増加しております。

３．平成28年８月30日を払込期日とする公募増資及び平成28年９月28日を払込期日とする第三者割当増資により、発行済株式の総数は1,265,000株増加しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年９月30日現在）

		第２回（ア） 新株予約権
発行決議日		平成20年９月22日
新株予約権の数		31個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　77,500株 (新株予約権１個につき2,500株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 380,000円 （１株当たり 152円）
権利行使期間		平成22年９月23日から 平成30年９月22日まで
行使の条件		（注）１
役員の保有状況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数　31個 目的となる株式数 77,500株 保有者数　2名
	社外取締役	－
	監査役	－

（注）１．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社の取締役又は従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職等正当な理由があると当社取締役会で判断した場合はこの限りではありません。

２．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができます。

３．その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによります。

４．平成27年４月27日付で普通株式１株につき50株の株式分割を、平成28年６月８日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況（平成28年９月30日現在）

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾嶋　崇遠	経営企画室長
取締役	植松　勇人	マーケティング部長 クリエイティブ部長
取締役	丸尾　隆	管理部長
取締役	中村　浩二	BEENOS㈱代表取締役副社長 兼グループCFO tenso㈱取締役 モノセンス㈱取締役 BEENOS Asia Pte.Ltd. Director ㈱ショップエアライン取締役 ㈱ネットプライス取締役 ㈱BEENOS Partners代表取締役社長
取締役	和出　憲一郎	㈱オークファン取締役 ワイデアンドパートナーズ㈱代表取締役 ㈱PLAN-B取締役
常勤監査役	岡本　吉光	丸善工業㈱非常勤顧問 ㈱クラレ監査役
監査役	上保　康和	BEENOS㈱取締役 ㈱ネットプライス監査役 ㈱ショップエアライン監査役 tenso㈱監査役 モノセンス㈱監査役 ㈱BEENOS Partners監査役
監査役	星野　隆宏	㈱バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役 ㈱エンバイオ・ホールディングス監査役 K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー弁護士

（注）１．取締役和出憲一郎氏は、社外取締役であります。
２．取締役中村浩二氏は、非業務執行取締役であります。
３．監査役岡本吉光氏及び星野隆宏氏は、社外監査役であります。
４．常勤監査役岡本吉光氏及び監査役上保康和氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役岡本吉光氏は、長年にわたり金融機関に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役上保康和氏は、長年にわたり事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
５．監査役星野隆宏氏は、弁護士の資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

6．当社は、取締役和出憲一郎氏及び監査役岡本吉光氏、監査役星野隆宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成28年６月21日開催の臨時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が取締役中村浩二氏、取締役和出憲一郎氏及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

取締役及び監査役の責任限定契約

取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	5名 (1)	47,375千円 (3,000)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	12,600 (9,600)
合計 （うち社外役員）	8 (3)	59,975 (12,600)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2．取締役の報酬限度額は、平成18年６月30日開催の第２期定時株主総会において、年額100,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成27年６月８日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

② 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役和出憲一郎氏は、ワイデアンドパートナーズ㈱代表取締役、㈱オークファン取締役、㈱PLAN-B取締役であります。当社と兼職先各社との間には特別の関係はありません。

・監査役岡本吉光氏は、丸善工業㈱非常勤顧問及び㈱クラレ監査役であります。当社と兼職先各社との間には特別の関係はありません。

・監査役星野隆宏氏は、㈱バイオ・フロンティア・パートナーズ監査役、㈱エンバイオ・ホールディングス監査役、K&L Gates 外国法共同事業法律事務所パートナー弁護士であります。当社とK&L Gates 外国法共同事業法律事務所は法律相談に関する取引がありますが、同法律事務所は当社の主要取引先ではないこと、取引条件については一般取引条件と同様であることから、当社と同法律事務所との間に特別の関係はありません。また、当社とその他の兼職先各社との間にも特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役 和 出 憲一郎	取締役就任後、当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
監査役 岡 本 吉 光	当事業年度に開催された取締役会、監査役会、経営会議の全回に出席し、監査役としての豊富な経験に基づき、意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 星 野 隆 宏	当事業年度に開催された取締役会、監査役会の全回に出席し、主に法律面で弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称　　優成監査法人

⑵ 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務として、コンフォートレター作成業務を委託し、対価1,500千円を支払っております。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（ⅰ）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員は、企業倫理規程に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものといたします。

（ⅱ）反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた対応を管理部で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

（ⅲ）取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書取扱規程に定められた期間保存・管理をするものといたします。

なお、取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

（ⅳ）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

危機管理体制については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、管理部を責任部署といたします。また、管理部は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取締役会に対してリスク管理に関する事項を報告するものといたします。

なお、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものといたします。

(ⅴ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、日次、週次で進捗管理を行うものといたします。

定時取締役会については、月１回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものといたします。

(ⅵ)財務報告の信頼性を確保するための体制

当社経営企画室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(ⅶ)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

内部監査担当部署である経営企画室の従業員が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員の設置が必要な場合、監査役はそれを指定できるものとしております。

(ⅷ)監査役を補助すべき使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役より監査業務に係る指揮命令を受けた経営企画室の従業員は、所属する上長の指揮命令を受けないものといたします。また、当該従業員の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査役の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものといたします。

(ix)取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

常勤監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものといたします。また、取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告するものといたします。なお、取締役及び従業員は、重大な法令違反等及び当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告するものとし、監査役は必要に応じていつでも取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものといたします。

(x)監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

本項目は、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を指すものであり、当社社内規程「企業倫理規程」の内部通報制度においても明記しています。

(xi)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行に関し会社に費用の前払い等の請求をしたときは、会社は当該請求に係る費用ないし債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできません。

(xii)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、監査役が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、いつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査役の社内の重要な会議への出席を拒まないものといたします。また、監査役は、内部監査部門と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて会計監査人、法律顧問と意見交換等を実施できるものといたします。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンス体制の整備状況

当社は、企業の存立と継続のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと「コンプライアンス規程」を制定し、全ての取締役、執行役員及び使用人が法令・定款の順守はもとより、社会規範を尊重し、社会人としての良識と責任をもって行動するべく社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

具体的には、経営会議において、半期に一度コンプライアンス委員会を開催し、役職員に対するコンプライアンス意識の普及、啓発を図っております。委員会の事務局は、内部統制部門（経営企画室）が担当し、事務局長を内部統制部門責任者（経営企画室担当役員）として定めております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、「コンプライアンス規程」内に内部通報制度を整備しております。

内部監査におきましても、法令順守状況を監査項目に定め、各部署で法令違反が行われていないことを定期的にチェックし、社長に報告する体制を整えております。

②リスク管理体制の整備状況

当社は、様々なリスクに対して、リスク発生の未然防止策や事前に適切な対応策を準備することにより、損失の発生を最小限にするべく、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。具体的には、内部監査部署である経営企画室が内部監査においてリスク管理体制全般の有効性をチェックする体制を整えております。業務執行の意思決定の記録となる稟議制度においては電子稟議システムを導入し、必要に応じて監査役及び管理部門がその内容を常時閲覧、チェックできる体制を構築しております。

また、経営危機の際には代表取締役社長を本部長、経営企画室担当役員を事務局長とするリスク対策本部を設置し、リスクの評価、対策等、広範なリスク管理に関し協議を行い、具体的な対応を検討することとしております。更に、地震、火災等の災害に対処するため、「緊急事態対応マニュアル」を制定し、不測の事態に備えております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③情報セキュリティ、個人情報保護等の体制整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、「情報セキュリティ管理規程」を定め、代表取締役社長を情報セキュリティ管理責任者として情報資源の保護に取り組んでおります。

また、個人情報保護については「個人情報保護基本規程」を定め、組織における責任と役割を明確にして、セキュリティ強化のための体制を構築しております。また、平成23年９月26日にはJIS Q 15001に基づく個人情報保護マネジメントシステムを整備し、プライバシーマークの認定を取得しました。その後も継続的にマネジメントシステムを改善し、認証を維持しております。

７．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成28年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**3,602,128**	**流動負債**	**612,814**
現金及び預金	2,326,868	買掛金	39,221
売掛金	220,340	未払金	235,748
商品	995,002	未払費用	130,354
貯蔵品	1,577	未払消費税等	67,004
前払費用	35,916	未払法人税等	100,616
繰延税金資産	21,309	前受金	13,572
その他	1,114	預り金	26,297
固定資産	**212,061**	**固定負債**	**84,199**
有形固定資産	**139,224**	資産除去債務	84,199
建物	152,036	**負債合計**	**697,014**
減価償却累計額	△27,087	(純資産の部)	
建物(純額)	124,948	**株主資本**	**3,116,434**
工具、器具及び備品	25,224	**資本金**	**1,205,052**
減価償却累計額	△10,949	**資本剰余金**	**1,121,079**
工具、器具及び備品(純額)	14,275	資本準備金	1,115,302
無形固定資産	**6,535**	その他資本剰余金	5,776
ソフトウエア	6,535	**利益剰余金**	**790,302**
投資その他の資産	**66,301**	その他利益剰余金	790,302
敷金	60,000	繰越利益剰余金	790,302
繰延税金資産	4,861	**新株予約権**	**741**
その他	1,440	**純資産合計**	**3,117,176**
資産合計	**3,814,190**	**負債純資産合計**	**3,814,190**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**9,627,522**
売上原価		**4,741,832**
売上総利益		**4,885,689**
販売費及び一般管理費		**4,554,345**
営業利益		**331,344**
営業外収益		
受取利息	33	
助成金収入	2,520	
その他	1	2,554
営業外費用		
支払利息	97	
為替差損	470	
株式交付費	8,506	
上場関連費用	8,962	18,036
経常利益		**315,862**
特別利益		
新株予約権戻入益	7	7
税引前当期純利益		**315,870**
法人税、住民税及び事業税	119,515	
法人税等調整額	△10,983	108,531
当期純利益		**207,338**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成27年10月１日から
平成28年９月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	256,555	166,805	5,776	172,582	582,964	582,964	1,012,102
当期変動額							
当期純利益					207,338	207,338	207,338
新株の発行	948,497	948,497		948,497			1,896,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	948,497	948,497	－	948,497	207,338	207,338	2,104,332
当期末残高	1,205,052	1,115,302	5,776	1,121,079	790,302	790,302	3,116,434

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	749	1,012,851
当期変動額		
当期純利益		207,338
新株の発行		1,896,994
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7	△7
当期変動額合計	△7	2,104,324
当期末残高	741	3,117,176

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1）重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

（2）貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	４～10年

（2）無形固定資産

定額法によっております。

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年以内）に基づく定額法を採用しております。

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2）会計方針の変更に関する注記

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

3）貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,300,000千円
借入実行残高	－
差引額	1,300,000千円

4）損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5）株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　4,512,500株

2．当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　479,650株

4．配当に関する事項

該当事項はありません。

6）金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金及び設備投資は、計画に照らして原則として自己資金にてまかなうこととしており、不足が生じる場合は、主に銀行借入にて調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、海外での事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金についても定期的に相手先の状況をモニタリングしております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2．参照）。

	貸借対照表計上額(千円)	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,326,868	2,326,868	－
(2) 売掛金	220,340	220,340	－
資産計	2,547,208	2,547,208	－
(1) 買掛金	39,221	39,221	－
(2) 未払金	235,748	235,748	－
(3) 未払費用	130,354	130,354	－
(4) 未払消費税等	67,004	67,004	－
(5) 未払法人税等	100,616	100,616	－
(6) 預り金	26,297	26,297	－
負債計	599,241	599,241	－

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払消費税等、(5) 未払法人税等、(6) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
敷金	60,000

敷金については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,326,868	－	－	－
売掛金	220,340	－	－	－
合計	2,547,208	－	－	－

7）税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8,956千円
商品評価損	10,322〃
未払事業所税	2,029〃
資産除去債務	25,781〃
繰延税金資産計	47,091千円
繰延税金負債	
資産除去債務	20,920千円
繰延税金負債計	20,920千円
繰延税金資産の純額	26,170千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立したことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年10月１日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の33.1％から、平成28年10月１日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については30.9％、平成30年10月１日以降に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については30.6％にそれぞれ変更されております。

この税率変更による影響は軽微であります。

8）１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	690.62円
２．１株当たり当期純利益	61.98円

（注）当社は平成28年６月８日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

9）重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年11月８日

株式会社 デファクトスタンダード
　取締役会　御中

優　成　監　査　法　人

指定社員 業務執行社員　公認会計士　佐藤　健文　㊞

指定社員 業務執行社員　公認会計士　篠塚　伸一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社デファクトスタンダードの平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年10月１日から平成28年９月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人優成監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月15日

株式会社デファクトスタンダード　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　岡本　吉光　㊞

監査役　上保　康和　㊞

社外監査役　星野　隆宏　㊞

以　上

株主総会参考書類

議　案　定款一部変更の件

1．提案の理由

①当社事業の現状に即して事業内容の明確化を図り、また将来事業の計画にあたって必要となる項目を現行定款第２条の事業目的に追加するものであります。

②その他、法令の表現に合わせた文言の整備、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条（条文省略）	第１条（現行どおり）
【目的】 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～15.　（条文省略） 16. ソフトウェアの企画、開発、製作、販売仲介 17. ～24.　（条文省略） 25. ベンチャー企業に対する投資 26. ～28.　（条文省略） （新　設） 29. 前各号に付帯する一切の業務	【目的】 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．～15.　（現行どおり） 16. ソフトウェアの企画、開発、製作、販売、販売仲介、保守 17. ～24.　（現行どおり） 25. 企業に対する投資 26. ～28.　（現行どおり） 29. 質屋業 30. 前各号に付帯する一切の業務
第３条～第19条（条文省略）	第３条～第19条（現行どおり）
【取締役の選任】 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる。株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　（条文省略）	【取締役の選任】 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３　（現行どおり）
第21条～第36条（条文省略）	第21条～第36条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
【監査役会の議事録】 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。	【監査役会の議事録】 第37条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
第38条～第45条（条文省略）	第38条～第45条（現行どおり）
【配当の除斥期間】 第46条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。 以上	【配当の除斥期間】 第46条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。 以上

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都大田区平和島三丁目３番８号
山九平和島ロジスティクスセンター　７階
TEL 03-4405-8177



交通　東京モノレール　流通センター駅より　　徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。